

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱

制定 平成30年1月15日市長決裁

改正 令和元年12月18日都市整備景観課長決裁

令和2年 4月 1日都市整備景観課長決裁

(目的等)

第1条 この要綱は、新町・古町地区及び川尻地区において、平成28年熊本地震（これに伴う余震を含む。以下同じ。）により被災した町屋などの伝統的様式建造物（以下「被災建造物」という。）の復旧に要する費用について、熊本市平成28年熊本地震復興基金を活用して補助することにより、城下町あるいは地域の特色ある良好な町並みを将来に亘って維持継承していくことを目的とする。

2 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金（第5条第2項を除き、以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建造物 建築物及び工作物をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(建築物に附属する門、塀及び建築設備を除く。)をいう。
- (3) 工作物 道路に面した門、塀、建築物と一体となった屋外広告物及び建築設備をいう。
- (4) 町屋 原則として昭和25年以前に伝統工法によって建てられた木造の建造物で、商業や手工業が営まれた職住併用住宅、専用住宅である仕舞屋（しもたや）をいう。
- (5) 伝統的様式建造物 町屋のほか、原則として昭和25年以前に伝統工法によって建てられた木造の建造物をいう。
- (6) 町並みガイドライン 町並みづくりの基本方針、建造物の保存・修景の基準等について定めたものをいう。
- (7) 保存 伝統的様式建造物の現状を維持・修繕する行為をいう。
- (8) 修景 町並みガイドラインに即した修景のための撤去又は外観の変更をいう。
- (9) 復旧 被災建造物に対して行う次に掲げる行為をいう。
 - ア 屋根、外壁、基礎等の補修
 - イ 柱、梁、壁等の構造部材の補修、取替又は補強
 - ウ 傾いた柱の家起こし
 - エ その他伝統的様式建造物の保存又は修景のために必要と認められる行為
- (10) 所有者等 建造物の所有者及び使用者(建造物の所有者から工事の実施について承諾を得た者に限る。)をいう。
- (11) 町並み協定 一定の通りや街区内の所有者等の間で、良好な町並み形成のための建造物の基準を定め、合意を得て締結した協定をいう。
- (12) 町並み協定地区 町並み協定が締結されている通りや街区で、市長の認定を受けたものをいう。
- (13) 協定締結者 町並み協定を締結している者をいう。

(交付対象となる被災建造物)

第3条 補助金の交付対象となる被災建造物は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成28年熊本地震に起因して被災した新町・古町地区（別図1に示す範囲）の伝統的様式建造物
 - (2) 平成28年熊本地震に起因して被災した川尻地区（別図2に示す範囲）の町並み協定地区内にある伝統的様式建造物（所有者等が協定締結者であるものに限る。）
- 2 前項の交付対象となるかどうかの判定は、り災証明書の確認その他適当と認められる方法により行うものとする。

(交付対象となる工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、前条に規定する被災建造物に関わる工事で、所有者等が行う別表第1に定める建造物の基準に沿って行う良好な外観の保存工事、修景工事又は復旧工事（工事に関する調査及び設計を含む。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象工事としない。

- (1) 道路等公共空間から望見できない建造物に関わる工事
 - (2) 平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興事業補助金の交付を受けた建造物に関わる工事
 - (3) 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の交付を受けた工事部分
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、工事の対象となる被災建造物に適用される法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した所有者等が行う工事
- (交付額)

第5条 補助金の交付額は、被災建造物の所有者等が対象工事の施工に要した額(消費税及び地方消費税を含む。以下「対象工事实額」という。)に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事に対して既に他の補助金等(被災者生活再建支援金や義援金を除く。)が交付されている場合には、対象工事实額に2分の1を乗じて得た額から他の補助金等の額を控除した額を熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金の交付額とする。
- 3 前各項の規定により算出した補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、交付額の上限は1,500万円とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。
- 5 補助金の交付を受けようとする被災建造物の所有者等(以下「申請者」という。)は、対象工事实額がより低廉となるよう努めるものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。この場合において、一の被災建造物を複数の所有者で共有しているときは、当該共有者のうち1人のみが申請者になることができるものとする。

- (1) 町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 対象工事の設計図書
- (3) 対象工事の見積書の写し
- (4) 被災建造物の被災状況を確認できる資料
- (5) その他関係書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容について審査を行い交付の可否を決定し、その結果を町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付決定通知書(様式第2号)又は町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定に条件を付すことができるものとする。

(報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)に対し、対象工事の進捗状況について報告を求めることができる。

(対象工事の内容変更等及び中止)

第9条 交付決定者は、対象工事の内容を変更し、または中止しようとするときは、市長に町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により、交付の決定を取り消したときは、町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付取消通知書(様式第6号)により、当該交付決定者にそれぞれ通知するものとする。

(対象工事の完了)

第10条 交付決定者は、対象工事が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金工事完了届(様式第7号。以下「工事完了届」という。)
- (2) 工事請負契約書等の写し
- (3) 対象工事の完成図書
- (4) 対象工事の工事費内訳書
- (5) その他関係書類

(現場審査及び補助金の交付)

第11条 市長は、工事完了届の提出があったときは、速やかに現場審査を行い、当該工事が設計図書(第9条

第1項の規定により提出した書面を含む。次項及び第3項において同じ。)の内容に適合しているか否かを審査しなければならないこととする。

- 2 市長は、審査の結果、当該工事が設計図書の内容に適合していると認める場合は、補助金の交付額を決定の上、町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付額決定通知書(様式第8号。以下、「交付額決定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、審査の結果、当該工事が設計図書の内容に適合していないと認める場合は、交付決定者に対し設計図書の内容に適合するよう変更又は手直しの指示を行うことができる。
- 4 前項の指示があった場合、交付決定者は当該指示に従って変更又は手直しを行い、市長の再審査を受けなければならないこととする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定による再審査について準用する。
- 6 交付額決定通知書の送付を受けた交付決定者が補助金の請求をしようとするときは、交付額決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して30日以内に町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならないこととする。ただし、正当な理由により期限内に請求がない場合は、この限りではない。
- 7 市長は、前項の規定による請求があったときには、速やかに補助金を交付するものとする。
- 8 補助金の交付を受けた者は、支払った工事費等の領収書の写しを市長へ提出するものとする。
(補助金交付の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象工事を取り止めたとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (3) 熊本市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (4) その他補助金の交付決定又は補助金交付後に対象工事でないことが判明したとき。
- 2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。この場合において、補助金が交付済であるときは、別途期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(書類の整備等)

第13条 交付決定者は、補助金及び対象工事に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年間これを保存しなければならないこととする。

(管理等)

第14条 交付決定者は、当該建造物を補助対象行為完了の日から10年間適正に保全するよう努めることとし、外観の変更等を行う場合は、市長に町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金現状変更承認申請書(様式第11号)に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、天災、災害等によりやむを得ず行う場合には、この限りでない。この場合において、相続、贈与又は売買等により、新たに補助金の交付を受けた建造物の所有者等となった場合も同様とする。

(賠償責任)

第15条 熊本市は、補助金の交付に係る対象工事により交付決定者及びその関係者に生じた損害については、賠償の責を負わない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

(補助金交付の特例)

- 2 市長は、平成28年4月14日の発災後、対象工事に着手し、又は既に対象工事を完了した所有者等に対し、この要綱の相当規定に準じて補助金を交付することができる。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

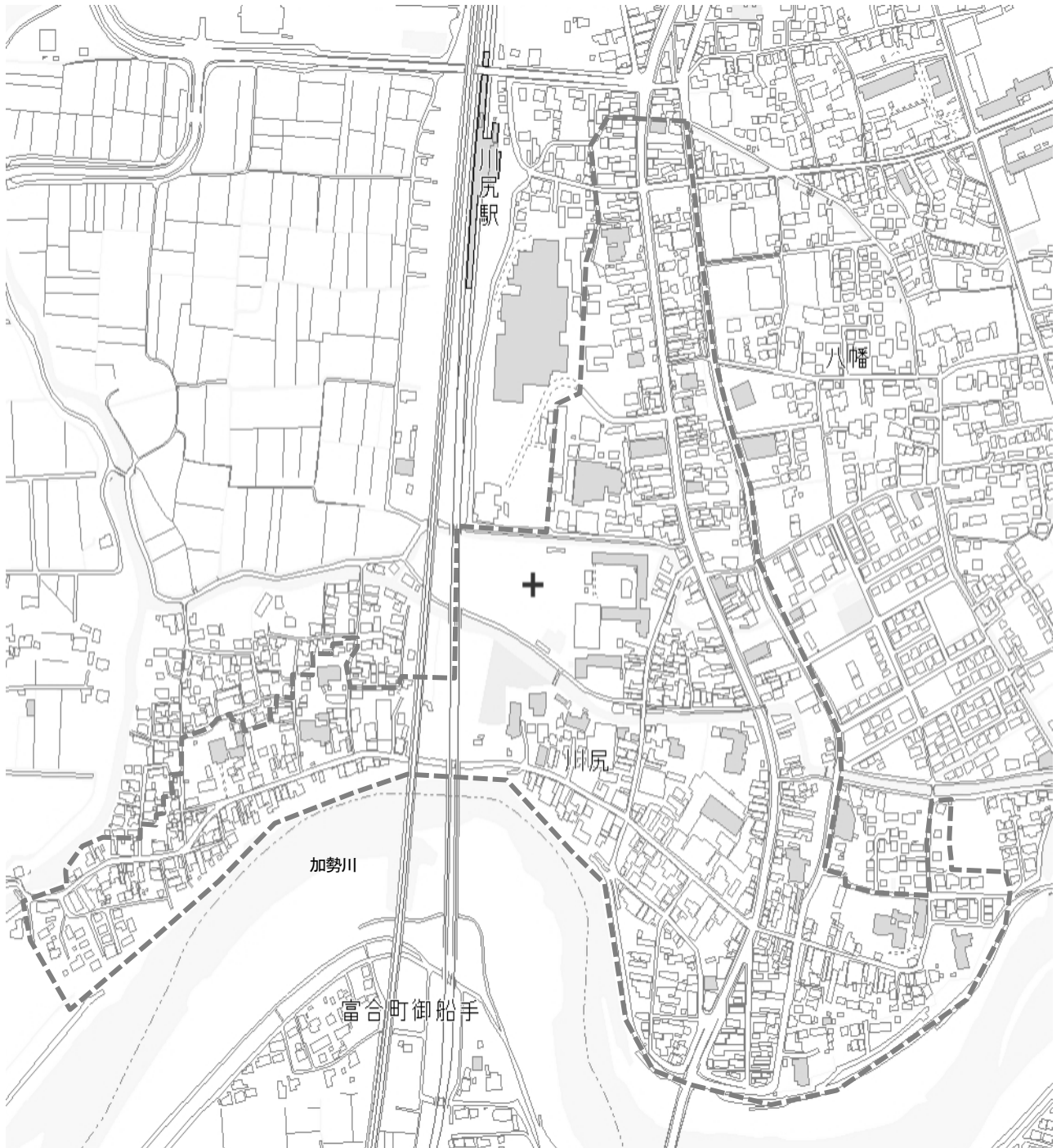
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前において、この要綱による改正前の熊本市補助金等交付規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別図1 (第3条関係)



凡例
[Dashed Line] 新町・古町地区

別図2 (第3条関係)



凡例	
	川尻地区

別表第1 (第4条関係)

保存・修景基準			
建築物の形態	高さ	・ 通りに面するところは、原則として2階までとする。	
	庇	(道路境界側)	・ 1階に庇を付ける。
		(道路以外の公共空間側)	・ 庇がある場合は、町並みを損なわないように保存する。
	開口部	・ 原則として格子、虫籠窓等の伝統的様式とし、木製建具を用いることとする。木製建具以外を用いる場合、建具は格子の内側に納めるか、自然素材色に近い落ち着いた色彩とする。	
	屋根	・ 勾配屋根とし、切妻平入りを原則とする。 ・ 屋根の勾配は、町並みに合うように配慮し、日本瓦とする。	
	壁面	(道路境界側)	・ 壁面は、町並みにそろえる。後退する場合は、門や塀で町並みの連続性を保たせる。 ・ 木や石、漆喰等の伝統素材又はそれらと調和するものとする。
(道路以外の公共空間側)		・ 木や土、漆喰等の伝統素材又はそれらと調和するものとする。	
工作物	門・塀	(隣地境界側)	・ 隣地境界側は、道路境界側の壁面と調和する仕上げとする。
		・ 塀は、木、漆喰、瓦を使用することにより、町並みに調和する和風の意匠とする。 ・ 門は、和風門とする。	
	設備	・ ガレージの塀は、町並みと調和した和風の意匠とする。 ・ 空地及び駐車場は、和風塀等を設けて町並みに連続性をつくる。	
		・ 空調室外機等の設備機器は、公共空間から見えにくい位置に置くこととするが、やむを得ない場合は、格子等で囲う。	
広告物	・ 屋外広告物は、原則として自家用広告物とし、外観を大きく隠さない形状で、町並みに調和した意匠及び材料とする。また、色調は、町並みに調和する落ち着いたものを原則とし、地色に原色は使用しない。		

備考

- 1 原則としてそれぞれ固有の伝統的様式に基づいて外観を保存・修景する。

様式第1号 (第6条関係)

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付申請書 年 月 日 熊本市長 (宛) 住所 (所在地) 申請者 氏名 (名称及び 代表者氏名) 印 電話番号 —	
熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金の交付申請について熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり申請します。	
1 建造物の名称	名称
2 所在地	熊本市 区
3 所有者	住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名)
4 使用者	住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名)
5 行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 行為の内容	_____ _____ _____ _____ _____
7 補助対象事業費	_____円
8 他の補助金等交付額	_____円
9 補助申請額	_____円

発第 号 年 月 日	
申請者 住所 (所在地) 名称 (名称及び 代表者氏名) 様 熊本市長 熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付決定通知書 年 月 日付けで申請のあった熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金について、熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。	
1 建造物の名称	
2 所在地	熊本市 区
3 補助対象事業費	_____円
4 補助額	_____円
5 条 件	1 補助金は、補助対象事業完了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には本書の写しを添付すること。 2 交付の条件は、次のとおりとする。 (1) 補助対象事業に要する予算を変更し、又は補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならないこととする。 (2) 補助対象事業を中止するときは、市長の承認を受けなければならないこととする。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならないこととする。 (4) 補助対象事業完了後速やかに工事完了届出書及び決算書等を市長に提出しなければならないこととする。 (5) 補助を受けた建造物は補助金交付の日から10年間以上適切な保全に努めるものとし、外観の変更等を行う場合は市長の承認を受けなければならないこととする。ただし、天災、災害等によりやむを得ず行う場合には、この限りでない。 3 補助条件に違反したとき、不正行為がなされたとき その他市長が補助を不相当と認めるときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付されたものについて 返還を命ずることがある。 4 監査委員が必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により監査をすることがある。 5 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を求めることがある。 6 熊本市は、町並み復旧保存補助金の交付に係る対象工事により町並み復旧保存補助金交付決定者及びその関係者に生じた損害については、賠償の責を負わない。

発第 号
年 月 日

申請者 住所 (所在地)

名称 (名称及び

代表者氏名)

様

熊本市長

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金について、熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり不交付決定したので通知します。

1 建造物の名称

名称

2 所在地

熊本市 区

3 理由

様式第4号（第9条関係）

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

熊本市長

(宛)

交 付 住所（所在地）

対象者 氏名（名称及び

代表者氏名）

印

電話番号

—

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった建造物の補助行為の内容について、次のとおり計画変更（中止）したいので承認願います。

1 建造物の名称	名称
2 所在地	熊本市 区
3 計画変更後の内容	
4 計画変更（中止）の理由	
5 変更後の補助対象事業費	_____円
6 変更後の他の補助金等 交付額	_____円
7 変更後の補助申請額	_____円

発第 号
年 月 日

交 付 住 所 (所在地)

対 象 者 氏 名 (名称及び

代表者氏名)

様

熊本市長

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知を行った補助金について、町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱第9条第2項の規定のより、次のとおり変更したので通知します。

1 建 造 物 の 名 称	名称
2 所 在 地	熊本市 区
3 補 助 額	<p>当初補助額 _____ 円</p> <p>変更後補助額 _____ 円</p>
4 変 更 の 理 由	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

発第 号
年 月 日

交 付 住 所 (所在地)

対象者 氏名 (名称及び

代表者氏名)

様

熊本市長

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知を行った補助金について、町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

1 建 造 物 の 名 称	名称
2 所 在 地	熊本市 区
3 取 消 の 理 由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

様式第8号 (第11条関係)

発第 号
年 月 日

交 付 住 所 (所在地)

対象者 氏名 (名称及び

代表者氏名)

様

熊本市長

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付額決定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した補助金について、熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり交付金額を確定したので通知します。

1 建 造 物 の 名 称	名称
2 所 在 地	熊本市 区
3 交 付 額	円

様式第9号 (第11条関係)

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

交 付 住 所 (所在地)

対 象 者 氏 名 (名称及び

代表者氏名)

印

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱第11条第6項の規定により、次の金額を請求します。

<p>1 建 造 物 の 名 称</p>	<p>名称</p>
<p>2 所 在 地</p>	<p>熊本市 区</p>
<p>3 請 求 額</p>	
<p>4 振 込 先 口 座 名</p>	<p>金融機関名 支店名</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>預金種類 (普通・当座・その他) 口座番号</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>口座名義人</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

発第 号
年 月 日

交 付 住 所 (所在地)

対象者 氏名 (名称及び

代表者氏名)

様

熊本市長

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付額決定取消通知書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付額決定通知を行った補助金について、町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

1 建 造 物 の 名 称	名称
2 所 在 地	熊本市 区
3 取 消 の 理 由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

様式第11号 (第14条関係)

熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金現状変更承認申請書

年 月 日

熊本市長

(宛)

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び

代表者氏名)

印

電話番号

—

年 月 日付け 発第 号で交付額決定通知のあった建造物について、次のとおり現状変更したいので承認願います。

1 建造物の名称	名称
2 所在地	熊本市 区
3 現状変更の内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
4 現状変更の理由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>